



千葉労働運動

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

93.9.3 No. 3852

—40名の解雇撤回をかけた— 第2波入控訴訟審判争い

すべての組合員の皆さん！
八六・二第二波スト公労法解雇
公判の控訴審第一回公判が、いよ
いよ九月九日に開かれる。

八六年三月のダイ改で、動労千
葉破壊を唯一の目的とした七〇〇
〇キロもの業務移管攻撃に対して、
労働者の死活をかけた闘いとして
行なったストライキは、何ら避難
されるべきことはない。

本年六月一日に出された予科生
登用差別地労委の命令でも業務移
管について、「東京三局の運転士
に敢えて担当させることは、きわ
めて不自然、かつ、作為的」とし、
「(動労千葉)の影響力を減退さ
せることの目的の下に行なったも
の」と認定しており、動労千葉の
スト決起が一〇〇%正しかったこ
とを裏付けている。

さらに、解雇された八名のうち
五名が解雇無効をかちとったとい
うこの一事をとっても解雇自体何
ら整合性もなく行なわれたとい
うことが明白である。

また、一審の途中で亡くなった
成田支部の大須賀君の無念をなん
としても晴らさなければならぬ。
清算事業団公判、八五・一一第
一波スト公判と合わせて、四〇名
の解雇撤回をかけて第二波スト控
訴審闘争を闘おう。

九月九日、東京高裁へ結集しよ
う！

死屍累々！

業務上死亡60名、現職死亡480名！！



この間、JR東日本では、信じられ
ない人数にのぼるの労災死亡事故が発
生している。今年三月まで六年間で、
保線等で働く関連企業の仲間も含め、
六〇名が業務上の事故で死亡している
というのだ。毎月ひとりづつが殺され
ているのである。四月以降も、水戸駅
構内で三名、東北本線で三名と、業務
上死亡事故は更に続々と発生している。
最も多いのが保線作業中の触車事故に
よる死亡で、五五%を占めている。ま
た、運転士が乗務中に運転席で死亡す
るといふような事態まで発生している。
まさに死屍累々たる状況だ。

働安全を一切顧みない企業体質、……
しかしJR当局は、「安全上充分
な体制をとっている」とひらき直り、
更に合理化、要員削減を続けようとし
ているのだ。ポロポロになるまでこき
使われ、差別され、そして殺される。
こりがJR労働者の現状である。

業務のなかで、毎月ひとりづつ労働
者を死に追いやっている企業がどこに
あるというのか！ 恐るべきことだ。
どう考えてもこの背景には、安全管理
上の根本的な欠陥があるとしたか考えら
れない。限度を越えた合理化、限度を
越えた労働強化による「過労死」、労

そればかりではない。私傷病も含め
ると、JR東日本では、発足から六年
間で四八一名が原職死亡しているのだ。
この五年間で社員の約百七〇名にひと
りが原職で死亡していることになる！
しかも、発足の年は五〇名、その後三
年間は毎年八〇名、九一年・九二年度
は九〇〜一〇〇名と、原職死亡者は年
々増えている。明らかに「過労死」だ。
当局よ、そして「効率化」を賛美し、
率先協力しつづけたJR東労よ、この
現状をどう考えるのか！ JRや裏切
り組合のために殺されるなどもうまっ
ぴらだ！

八六・二第二波スト控訴審公判
日時 九月九日(木)
十一時三〇分から

場 所 東京高等裁判所
(八一二号法廷)

指定列車 千葉駅 五番線 一〇時二〇分発
快速列車 最後部乗車のこと